

第7章 環境とのつながり・関わり

SDGs



MLGs



現況

●環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルへの転換

社会・経済活動の拡大や質の向上により、日常生活や事業活動による環境への負荷が増大してきたことから、本県では、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進しています。

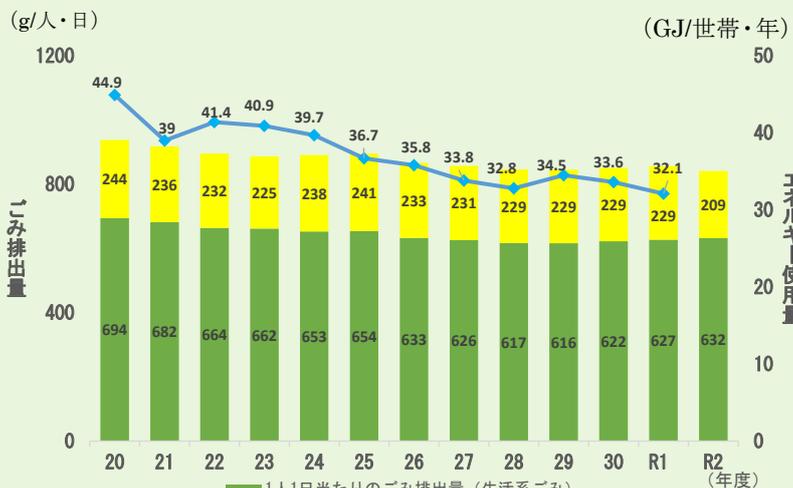
日常生活においては、買い物時のレジ袋の無料配布を中止するなどの取組を進め、マイバッグ持参率は91.2%（令和3年度）まで向上し、身近な環境配慮行動として、多くの県民に実践されています。

●環境保全と経済発展の両立

本県の産業界は、環境保全と経済発展の両立に向けて、高い環境意識のもと早くから環境保全対策を進め、優れた技術や経験を蓄積してきました。

本県では省エネ製品の生産等を、企業の事業活動を通じた低炭素社会づくりへの「貢献」と捉え、定量的に評価する「貢献量評価」を推進しています。また、本手法に基づきCO₂削減に貢献する製品等を「しが発低炭素ブランド」として認定するなど、環境と経済が両立する社会づくりを推進しています。

農業においては、琵琶湖をはじめとする周辺環境へ負荷をかけない「環境こだわり農業」の推進に取り組み、平成13年（2001年）の環境こだわり農産物認証制度の開始以降、取組は拡大しています。



※県内総人口に外国人人口を含めずに算出した場合の排出量です。

環境にやさしいライフスタイルの推進

●グリーン購入の推進

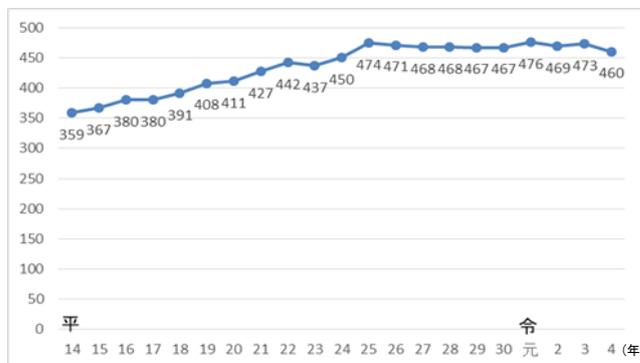
商品の購入やサービスの提供を受ける際に、必要性を十分考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」は、循環型社会の構築に重要な役割を担っています。

本県では、平成6年（1994年）から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。また、平成14年（2002年）には「グリーン購入法」の施行を踏まえ「グリーン購入基本方針」を定めています。

さらに、一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークを支援するなど、県内のグリーン購入の普及促進に取り組んでいます。同法人の会員数は、企業378、行政22、団体60（令和4年（2022年）6月30日現在）となっています。滋賀グリーン活動ネットワークは、他地域と比べ大きな規模となっていますが、近年会員数は横ばいとなっています。

<循環社会推進課>

◆滋賀グリーン活動ネットワークの会員数



●環境にやさしい農林水産業を未来へ！世界農業遺産「琵琶湖システム」

農業遺産制度は、持続的な農林水産業の仕組みを皆さんで応援し、未来に受け継ぐための制度です。滋賀県琵琶湖地域の「森・里・湖^{うみ}に育まれる 漁業と農業が織りなす『琵琶湖システム』（通称：琵琶湖システム）」は2022年に「世界農業遺産」に認定されました。

琵琶湖を中心に、人と生きものが共存する持続的な農林水産業の繋がりを「琵琶湖システム」と呼び、琵琶湖の水産物や環境にやさしい方法で作られた農産物を選んで食べることで、水源林の保全や環境保全活動等に取り組むことにより、美しく豊かな琵琶湖を守り、未来へ継承していくことを呼びかけています。

詳しくはホームページをご覧ください。

◆WEB <https://www.pref.shiga.lg.jp/biwako-system/index.html>



琵琶湖システム
ロゴマーク

●消費者教育の推進

<県民活動生活課>

消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつけることができるよう、ライフスタイルや消費者の特性などに応じた消費者教育に取り組んでいます。

特に、人や社会・地域・環境に配慮したものやサービスを選択する「エシカル消費」に取り組むことは、持続可能な社会づくりにつながります。「エシカル消費」を実践していただくため、消費生活フェスタなどにおいて、エシカル消費につながる具体的な行動などの紹介をしています。普段の買い物に「どこで作られたのか」「環境にやさしいか」というエシカルな目線を加えてみてください。

●「おいしが うれしが」キャンペーンの推進

<みらいの農業振興課>

滋賀県では、県産食材の消費拡大を目的に、「おいしが うれしが」キャンペーンを推進しています。

「おいしが うれしが」キャンペーンでは、食に関するさまざまな業種の事業者と連携しながら、滋賀の農畜水産物やそれらの加工品を積極的にPRすることで、消費者に滋賀の食材や食文化の豊かさを知っていただき、食べて応援していただきたいと考えています。

食べた人が「おいしい！」と言え、提供した人が「うれしい！」と応える。そんなコミュニケーションを通じて、ご家庭やレストランなどいろんな場所で滋賀の食材の魅力を感じていただきたいと思えます。

「おいしが うれしが」キャンペーンの趣旨に賛同し、県産食材を提供する県内のキャンペーン推進店の数は、令和3年度末で1,662店舗となり、ますます取組の輪が広がっています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

◆WEB <https://shigaquo.jp/oishiga/>

自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり滋賀のもんがええなあ

●食品ロスと買い物ごみ削減の推進

<循環社会推進課>

食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、買い物や調理時の工夫、料理の食べきりなどの普及啓発に取り組んでいます。

事業者、団体および行政で構成する「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」では、食品ロスの削減に取り組む飲食店・宿泊施設、食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、店舗情報や取組内容を県ホームページ上で紹介しています。

また、買い物に伴って生じるごみの減量・資源化の推進にも取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結しています。



環境にやさしい
買い物キャンペーン

●省エネ・節電提案会、うちエコ診断の実施

家庭におけるCO₂排出削減を促進するため、節電対策に関する一般相談やパネル・実験器具を用いた啓発等を行う「省エネ・節電提案会」を県内各地で開催しています。この提案会等においては、うちエコ診断士が各家庭のエネルギー消費状況やCO₂排出状況を分析し、各家庭の状況に応じたきめ細かなCO₂削減対策を提案する、「うちエコ診断」を実施しており、令和3年度は112件診断しました。



うちエコ診断実施状況

●エコ交通の推進

<交通戦略課>

公共交通機関や自転車など低炭素型の交通手段を利用しやすい環境整備を行うとともに、県民が日常生活の様々な場面で公共交通の利用を優先に考えるよう啓発を行っています。

また、「エコ通勤優良事業所認証制度」の取組を進めています。令和3年度時点で、県内の47事業所がエコ通勤優良事業所の認証を受けています。

■自転車利用促進

人にも環境にもやさしい自転車の利用を推進するため、官民で構成する協議会を設置し、自転車の魅力を高め、利用しやすい環境の検討を行うとともに、自転車の利用促進や安全利用の啓発、情報の発信などに取り組んでいます。

●にぎわいのまちづくり総合支援事業

<中小企業支援課>

地域コミュニティの核である商店街のにぎわいを創出する事業を補助し、持続可能でにぎわいと魅力あふれるまちづくりを進めています。地域課題の解決のために商店街等が取り組む、地産地消や自転車利用拡大につながる事業、低炭素社会実現に向けてのイベント等も支援しています。

●滋賀らしい環境こだわり住宅の普及促進

<住宅課>

環境問題の解決に向けて、住宅分野においても環境負荷を低減する取組が求められています。本県では、県産材や地場産の素材などを使用した良質な木造軸組住宅を「滋賀らしい環境こだわり住宅」と位置づけ、平成19年(2007年)3月にその整備指針を公表するなどして普及に取り組んでいます。その後、「滋賀らしい環境こだわり住宅」のつくり手となる設計者・施工者・木材供給者で構成されるネットワークグループの登録制度がスタートし、令和4年(2022年)7月末時点で5グループが登録されています。

この登録制度を実施している「湖国すまい・まちづくり推進協議会」では、環境こだわり住宅や登録グループに関する情報をホームページで紹介するなど、県民の皆さんへの普及に努めています。

●空き家の発生予防・既存住宅の流通促進

<住宅課>

今後想定される世帯数の減少に伴い、空き家の更なる増加が懸念されています。適切な管理が行われていない空き家は、防災、衛生、景観等の面から地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、既存住宅を有効に活用することにより、住環境の維持・改善を図り、環境への負荷を低減するため、空き家の発生を予防する取り組みとして、啓発冊子を作成して配布するとともに、啓発動画をテレビやインターネットで配信しています。

また、既存住宅の流通促進に向けた取り組みとして、既存住宅状況調査や空き家改修への支援を行っています。

●森林資源の循環利用の促進

<森林政策課>

■森林資源の協働生産の体制整備

間伐等の森林整備が行き届かず、森林の多面的機能が低下することが危惧されています。

また、伐倒された間伐材も、採算性の問題などから、その多くが利用されず林内に放置されており森林資源の循環利用と地球温暖化対策という観点からも問題となっています。

そこで本県では、未利用材の有効活用を拡大させるため「木の駅プロジェクト」等の支援を行い、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消、人口減少が著しい山村地域における森林所有者の所得向上や新たな担い手の確保などを目指しています。



甲賀市での取組状況

● 県産材の利用促進

本県の森林から生産された木材を県内で利用することは、地域の雇用の促進をはじめ林業や木材産業の振興に貢献します。

このため、環境に配慮しながら主伐や再造林に取り組み、生産力拡大と森林資源の循環利用を促進するとともに、需要に対応した加工・流通体制の整備と本県の物流の強みを活かした県産材の販路拡大や需要の創出を図ることとしています。



滋賀県林業会館

■ 生産体制の整備



高性能林業機械（ハーベスタ）

本県の素材生産量は増加傾向にあるものの、大口需要者のニーズに応じたロットの確保や品質の安定化に対応するため、素材生産を一層拡大していく必要があります。

そのため、集約化施業や高性能林業機械の導入など低コスト施業の推進を行うとともに、森林施業プランナー研修を実施するなど人材育成を行っています。

また、滋賀県森林組合連合会と森林組合で組織する「木材流通センター運営委員会」では、山土場での搬出状況をIT 端末活用によりリアルタイムで把握し、「森林組合等ネットワークシステム」により集荷情報等を一元的に管理するなど、素材の安定供給に向けた取組を進めています。

本県では、これらの取組に対しても支援を行うことで県産材の生産体制の整備を推進しています。

■ 流通体制の整備（木材安定供給体制の強化）

生産された原木は、規格・品質に応じて、木材流通センター等の中間土場で仕分けられ、製材、合板、集成材、チップなどの用途別に出荷されます。

このため、木材流通センターが、森林組合等が生産する原木を集約販売するために大口需要者である県内外の製材工場への販路拡大や価格交渉を行い、木材の安定供給取引を締結し、県産材を計画的・安定的に供給しています。また、出荷にあたり、出荷量の取りまとめや需給調整を行う高度な専門性を持った県産材製品流通調整員の設置を支援しています。

また、木材流通センターを通じた木材販売に取り組む森林組合等に対し、出荷協定に基づく出荷量に応じた支援を行うとともに、木材の需要動向を把握し、効率的な物流を行うため、木材流通センターに対し支援を行い、県産材の安定供給体制の強化をさらに推進することとしています。



大規模工場への運搬

■ 県産材（びわ湖材）の利用促進（木の香る淡海の家推進事業）



びわ湖材を使用した住宅

地球温暖化防止の観点から、木材が持つ二酸化炭素の固定機能が重視されており、輸送にともなう二酸化炭素の負荷削減も含め、地域で生産された木材を地域で使うことが重要です。

このため、「びわ湖材（※）」を利用した木造住宅の新設等を支援し、県産材に対する理解を深めていただくとともに、木材の地産地消を推進しています。令和3年度は、木造住宅の新設111戸と木質化改修7戸、木塀設置6戸を支援しました。

※びわ湖材とは、合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を加工した製材品等の木材です。

■ 木製品の導入支援

県民のみなさんがびわ湖材で作った木製品に触れる機会を提供することにより、森林の重要性や木材の良さを啓発するとともに、木材の地産地消とびわ湖材の普及を図るため、「びわ湖材利用促進事業」を実施しています。

この事業では、保育園や幼稚園、社会福祉法人などが整備した老人ホームや福祉施設等、公共性が高く多くの人が利用する施設に、びわ湖材を使用した木製品の導入を推進しています。



木製品の導入事例

環境と調和する経済活動の推進

● 琵琶湖の保全の取組を生かしたビジネス展開

< 商工政策課 >

本県は、琵琶湖という大きな閉鎖性水域の保全に取り組みながら、経済発展を遂げてきた地域です。その中で産学官民に蓄積されてきた琵琶湖保全の技術・ノウハウを生かして、水環境ビジネスを推進するために、平成25年（2013年）3月に「しが水環境ビジネス推進フォーラム」（令和4年（2022年）7月1日現在 211企業・団体等が参画）を設立しました。

このフォーラムを通じて、水環境ビジネスに関する情報の発信や企業同士のマッチングの機会の提供、企業の海外での実証試験等への補助金などにより、ビジネスプロジェクトの創出・展開を図っています。

また、アジア地域においては、現地政府関係機関等との間で環境・経済分野での交流を促進するべく覚書を締結しており、これらのネットワークやJICAなどの資金も活用しながら企業の海外展開を支援しています。

こうした取組を足がかりとして、水環境関連の企業や研究機関、技術や情報等が一層集積した、自立的に水環境ビジネスが推進される「滋賀ウォーターバレー」を目指しています。



国内展示会への出展

● 水環境技術等に係る製品・サービスのブランド化事業

< 環境政策課 >

県内の企業・団体（以下、企業等）の水環境技術等の開発や県内外への展開等を促進するため、令和3年7月に策定されたマザーレイクゴールズとの連動のもと、「マザーレイクゴールズに向けたピワコプロダクツ」プロジェクトを実施しています。

令和3年度から県内の企業等の水環境保全に係る優れた技術やコンセプトに裏打ちされた製品・サービスを第1回「ピワコプロダクツ」（Lake Biwa Products）として募集を行いました。令和4年度はその選定を行い、本県ホームページによる発信や事業者での製品PRに活用いただくピワコプロダクツラベルやブランドストーリー紹介資料を提供するなどの支援を行います。



ピワコプロダクツ
Lake Biwa Products

（参考）第1回「ピワコプロダクツ」選定結果はこちら

URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/mizukankyobusiness/328152.html>

● CO₂ネットゼロなどの社会的課題の解決につながるオープンイノベーションの推進

< モノづくり振興課 >

びわ湖環境ビジネスメッセの後継事業として、令和3年度から、オープンイノベーション・ビジネスマッチングにより、新技術・新製品の開発、新ビジネス創出を支援する「Innovation Ecosystem in Shiga」を実施しています。

今年度も、CO₂ネットゼロにつながる「空調、センサー、素材関連のグリーン化技術」「大学のグリーン研究関連」「製造・物流のグリーン化技術」をテーマに、大手企業や大学から、「求めたい技術」や「提供できる技術」の提案を示し、県内企業とのビジネスマッチングを図ります。

こうした取組を産業界と連携して進めることにより、CO₂ネットゼロをはじめ、環境と経済・社会活動をつなぐ好循環を構築し、経済成長を目指します。

● 滋賀応援寄附の推進

<企画調整課>

ふるさと「滋賀県」を応援したい方の思いに応えるため、「滋賀応援基金条例」を制定し、県内外の方からの寄附の促進に努めています。いただいた寄附は、琵琶湖の環境保全などに活用しています。

こちらのQRコード（滋賀県ホームページ）から、寄附をお申込みできる外部サイトにアクセスできます。



● 環境こだわり農業の推進

<みらいの農業振興課>

■ 環境こだわり農業の普及拡大

平成15年（2003年）に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定め、平成16年度からは、県や国の支援制度により、環境こだわり農業に取り組む農業者への経済的支援によって定着を促進しています。

令和3年度には、環境こだわり農産物栽培面積は14,206haでした。栽培が最も多い水稲では栽培面積の44%で取り組まれています。

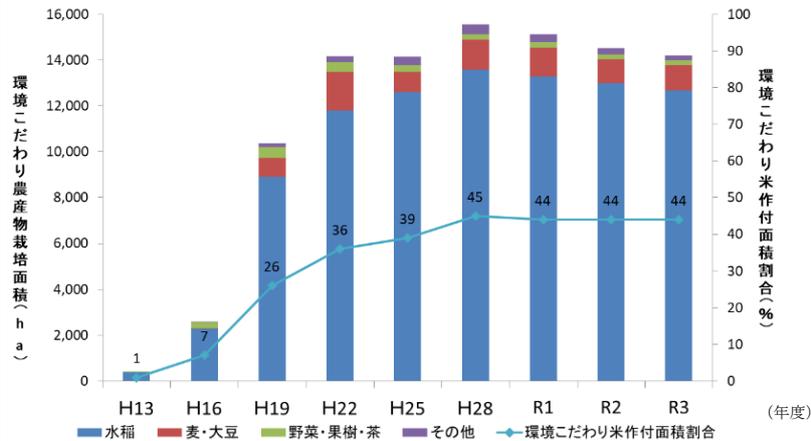
環境こだわり農産物栽培の田んぼでは、通常よりも栄養塩類（ちっ素、リン）の流出を減らすことができるため、本県農業のスタンダードとして定着し、継続して取り組まれるよう推進していきます。



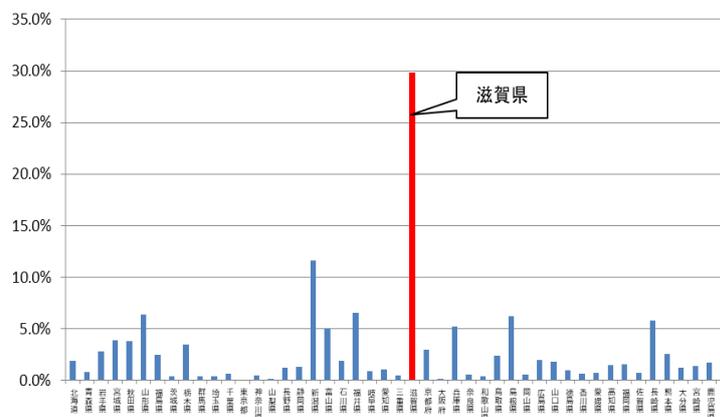
■ 「日本一」の取組

これまでの取組の結果、環境保全型農業直接支払の取組面積は12,741ha（令和3年度）で、耕地面積の29.8%を占め、取組面積の割合で全国1位です。

◆ 環境こだわり農産物栽培面積



◆ 環境保全型農業の取組面積が耕地面積に占める割合



令和3年度 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(農林水産省)をもとに滋賀県が作成

※環境こだわり農産物栽培面積：生産計画認定時の面積

■環境こだわり農産物の流通拡大

環境こだわり農業を拡大するためには、消費者のみなさまに、環境こだわり農産物を選んで買っていただくことが大切です。そのために、「環境こだわり米こしひかり」や「みずかがみ」をびわ湖にやさしい近江米シリーズとして、県内や京阪神でPRを行っています。

また、環境こだわり農業のブランドイメージを向上するため、象徴的な取組として「オーガニック農業」を推進しています。



みずかがみ



環境こだわり米
こしひかり



オーガニック米
こしひかり

●世代をつなぐ農村まると保全向上対策

<農村振興課>

農地や水路などの農村の地域資源は、農業生産だけでなく農村地域の豊かな自然環境や美しい景観を形成するなどの多面的機能を有しています。しかし、過疎化・高齢化などに伴う集落機能の低下により、これらの資源の適切な保安全管理が困難になってきています。

このため、農村の地域資源や豊かな生態系、美しい農村景観などを保全するために地域が主体となって取り組む共同活動や、老朽化した農業用施設の補修・更新等の活動に対し「世代をつなぐ農村まると保全向上対策」により支援しています。令和3年度は、35,993haの農地を対象に活動が行われ、農業・農村の有する多面的機能が守られています。

●環境影響評価制度

<環境政策課>

大規模な開発事業などが環境に与える影響について、事業者自らが大気質、騒音、水質、生態系、文化財などの項目ごとにあらかじめ調査・予測・評価を行い、環境配慮を図る制度です。

事業者は、法や条例で定める配慮書、方法書、準備書などの各段階で公告・縦覧などにより情報を公開し、提出された意見を踏まえ、環境に配慮して事業を進めます。

法や条例の制定前のもも含め、令和3年度末までに87件の事業について手続が実施されました。そのうち令和3年度には3件の方法書と1件の準備書に対して知事意見を述べました。

手続きのあらまし

計画段階環境配慮書(平成26年4月施行)

* 配慮すべき事項の検討結果を取りまとめたものを記載

公告・縦覧

住民・知事意見

環境影響評価方法書

* 調査の項目・地域・方法などを記載

公告・縦覧

住民・知事意見

環境影響評価準備書

* 調査・予測・評価などを記載

公告・縦覧

住民・知事意見

環境影響評価書

* 住民意見などを踏まえ準備書を検討・修正

公告・縦覧

環境影響評価事後調査報告書

* 事後調査結果、結果を踏まえた保全対策

公告・縦覧

湖国の景観・文化遺産の保全

● 風景条例に基づく景観施策

<都市計画課>

琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある風景を守り育てるため、昭和 59 年（1984 年）に「風景条例」を制定し、建築物等の景観誘導や、住民主体の景観まちづくりを支援する近隣景観形成協定制度の推進等に取り組んできました。平成 16 年（2004 年）の「景観法」制定以降、景観行政団体へ移行した 13 市では、県条例の理念・施策をベースに、各地域の状況に合わせたよりきめ細やかな景観施策が展開されています。

また平成 21 年（2009 年）には「滋賀県景観行政団体協議会」を設立し、広域的景観や歴史的街道景観の形成に向けて、県内の景観行政団体が連携して取り組んでいます。

● 文化的景観の保護と活用

<文化財保護課>

本県には人々の営みと琵琶湖の織りなす地域特有の景観が現在まで残っています。このような景観は「文化的景観」と呼ばれるもので、県は県内の文化的景観の所在調査を行い、「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」（平成 23 年（2011 年）3 月）を作成し、滋賀ならではの文化財として保護し、活用する取組みを進めています。

国はそのような文化的景観の中で特に重要なものを「重要文化的景観」に選定します。県内には、「近江八幡の水郷」、「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」、「高島市針江・霜降の水辺景観」、「東草野の山村景観」、「菅浦の湖岸集落景観」、「大溝の水辺景観」、「伊庭内湖の農村景観」（選定順）が選定されており、琵琶湖と水との関わりの中で育まれてきた滋賀ならではの文化的景観が高く評価されています。



重要文化的景観
伊庭内湖の農村景観
(東近江市提供)

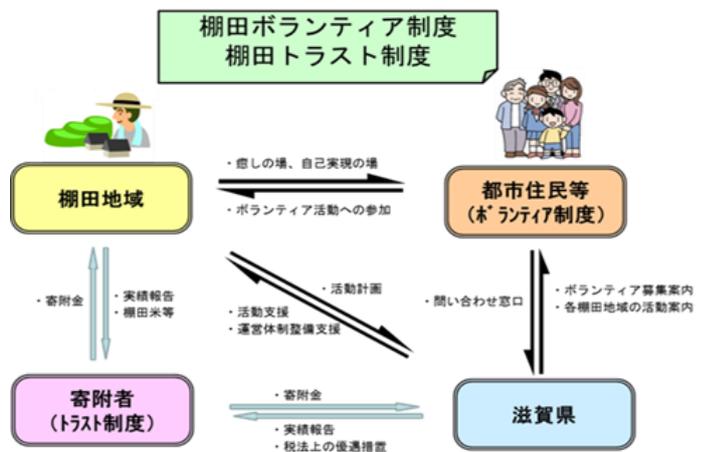
● 棚田保全ネットワーク推進事業

<農村振興課>

棚田は、農業生産活動を通じて、県土の保全や水源かん養、農村景観や伝統文化の保全などの多面的な機能を発揮しています。しかし、過疎化・高齢化や農家の減少、獣害の発生などにより、耕作されない棚田が年々増えています。

このため、地域住民や都市住民他、棚田に関心のある方々の想いを結び付け、棚田地域の活性化に資することを目的として、棚田保全にボランティアで取り組む活動を支援しています。

現在、県内 9 地区で保全活動が実施されており、各地区で熱心なボランティアの方からサポートをいただいています。また、令和 3 年度から新たに棚田ボランティア登録制度「たな友」を創設・運営を開始し、地域および活動の情報発信の強化を図っています。平成 21 年度から導入している「棚田トラスト制度」についても継続し、活動を応援して下さる企業や個人などから寄附金を募り、活動組織の安定化に向けた支援を行っています。



● 沿道景観の創造

<道路保全課>

道路は、単に人や車が通行するだけでなく生活環境空間としての役割を持ち、美しい景観を構成する重要な要素のひとつです。

特に、うるおいやすらぎを提供する道路の緑化を適切な維持管理のもとで進めていくことが重要です。

本県では、地域住民や企業と協働して植栽などの維持管理に取り組み、道路への愛着心を育みながら、美しい景観づくりを推進しています。



道路愛護活動の様子（東近江市）

● 歴史的文化遺産

<文化財保護課>

本県は、奈良や京都といった古くからの政治や経済、文化の中心地に近く、また交通の要衝としても重要な地域でした。そのため寺院・神社や近代建築等の建造物、仏像や絵画等の美術工芸品、民具や祭礼等の民俗文化財、遺跡や庭園等の史跡名勝天然記念物、文化的景観などの優れた文化財が数多く残されています。

本県では、「滋賀県文化財保護条例」および「滋賀県文化財保存活用大綱」に基づき、これらの文化財調査・指定（選択）・保存修理・公開・教育普及などに取り組んでいます。

◆国指定（選定・選択）文化財の件数（令和4年9月時点） 944件

◆登録有形文化財の件数（令和4年9月現在） 495件

◆県指定（選定・選択）文化財の件数（令和4年9月現在） 516件



国指定重要文化財
西徳寺本堂 保存修理工事現場公開

● ふるさと文化財の森

<文化財保護課>

国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには、木材や檜皮、茅、葎、漆などの資材の確保とこれに関する技能者の育成が必要です。文化庁は、修理に必要な資材の供給地および研修地を「ふるさと文化財の森」として平成18年度から設定しています。

本県では、平成31年(2019年)3月20日に東近江市所在の「乾徳禅寺境内林」が県内で4箇所目の「ふるさと文化財の森」として設定されました。檜皮葺屋根の材料供給地としては、「瓦屋禅寺境内林」に次いで2箇所目の設定地となります。今後文化財建造物の保存のために必要な檜皮の安定的な確保とともに、これらの資材に関する普及啓発活動の展開が期待されます。

なお、本県では他にも近江八幡市所在の「西の湖近江八幡葎生産組合葎地」、「西の湖佐々木土地葎地」の2地区が葎葺屋根の材料供給地として設定されています。



檜皮採取の様子



乾徳禅寺境内林